

うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示は禁止されています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく「優良」又は「有利」と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、「景品表示法」では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

× 優良誤認表示

品質、規格、その他の内容について「著しく優良」であると示す表示は禁止されています。

× 有利誤認表示

価格や取引条件に関して「著しく有利」であると誤認される表示は禁止されています。

× その他

まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示が特に指定され、禁止されています。
～ 無果汁の清涼飲料水等、商品の原産国、おとり広告、等

お客さまに安心・納得して、お買い求め頂けるよう、適正な表示に努めて下さい。

比較対照価格・割引率の表示について

●比較対照価格・割引率の不適切な表示(不当表示)とは

× 比較対照に用いる価格・割引率について、あいまいな表示を行うことは、不当表示(有利誤認)となるおそれがあります。

～ 比較対照価格が「通常価格」か「メーカー希望小売価格」か等、正確に表示する必要があります。

× 事実と異なる表示を行うことは、不当表示となるおそれがあります。

全品半額

【不当表示となるケース】

具体的な比較対照価格を示していない(あいまい) → ×

みどり会 限定価格

本当は、他でも同じ価格で販売している(事実と異なる) → ×

●過去の販売価格と比較表示するには

△「当店通常価格」等として、自店での旧価格を比較対照価格として表示できるのは、一般に、以下の場合に限られます。

- ①表示時点から過去8週間に於いて、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占め、
- ②当該価格での販売期間が通算で2週間以上であり、
- ③当該価格で販売された最後の日から2週間経過していない

通常価格 10,500 円
特価 7,000 円

【不当表示となるケース】

そもそも比較対照価格での販売実績はない → ×

比較対照価格で販売していたのは、2週間未満しかない → ×

通常価格から 30%OFF

比較対照価格で販売していた日から、2週間以上過ぎている → ×

●メーカー希望小売価格と比較表示するには

△「メーカー希望小売価格」等として、比較対照価格として表示できるは、一般に、以下の場合に限られます。

- ①メーカーや輸入元など製造事業者等によって、販売時点で有効に設定されており、
- ②新聞広告やカタログ・商品本体への印字等によってあらかじめ公表されている

メーカー希望小売価格 26,250 円
セール価格 17,500 円

【不当表示となるケース】

本当は、メーカーは「オープン価格制」を採用している → ×

輸入元希望価格の
半額！

輸入元の小売希望価格は公表されておらず、確認できない → ×

※詳しくは「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(消費者庁)等を参考にして下さい。

品質・効能等の表示について

●性能・効能表示について

× 商品・サービスの品質・規格その他の内容について、「実際のものより著しく優良」又は「事実に相違して競争相手のものより著しく優良」であると誤認させる表示は、不当表示(優良誤認)となります。

～故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合でも、景品表示法に抵触します。

△効果や性能に関する表示には、以下の要件を満たす、裏付けとなる「合理的な根拠を示す資料」の準備が必要です。

- ①試験・調査結果や専門機関等の見解により、客観的に実証された内容であること
- ②表示された効果・性能と試験・調査等によって実証された内容が適切に対応していること

カシミア 100%

【不適切なケース】

実際のカシミア混用率は 60%程度 → ×

飲むだけでウエストすっきり！

根拠資料は合理的な根拠とは認められないものであった → ×

その他

＜不当競争防止法＞

× 商品の原産地・品質・製造方法等や、サービスの質・内容・用途・数量等について、誤認させるような表示を行うことや、そのような商品を販売することを禁止しています。※違反行為に対して刑事罰が科される場合もあります。

事例

京の柿茶

製造加工は京都だが、産地は京都以外 → × (販売差し止め)

事例

種別別牛乳・成分無調整

実際は「牛乳」でなく「加工乳」 → × (罰金 2 千万円・執行猶予付懲役)

＜医薬品医療機器等法* (旧薬事法)＞

* 正式名称：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

△医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器は、“それぞれ医薬品医療機器等法で承認された範囲内でのみ”、効能・効果を標ぼうすることができます。

× 健康食品やアクセサリー(医療機器でないもの)は、効能・効果を標ぼうすることを禁止されています。

肌細胞の老化を抑える化粧水

化粧品は「化粧品の効能の範囲(56 項目)」が定められており、それ以外の老化防止、細胞活性化等の効果は記載できません → ×

肌荒れや関節痛が改善！

コラーゲン配合食品

医薬品承認を得ていない商品は、「医薬品的な効果効能(疾病の治療、改善、予防又は身体の機能に作用すること)」を記載することはできません → ×